



日・オーストリア社会保障協定

(正式名称: 社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定)



背景

- 現在、日・オーストリア間の派遣駐在員等は、両国の年金制度、雇用保険制度(失業保険制度)等への強制加入が発生。
- ➡ ①保険料の二重負担、②年金受給資格の確保が課題。
- 2022年9月、政府間交渉を開始。2023年5月に実質合意。2024年1月に署名。

主な内容

①双方の制度への強制加入に伴う保険料の二重負担の解消

- ◆ 一方の締約国の領域内で就労する被用者又は自営業者については、当該一方の締約国の法令のみを適用することを原則。
- ◆ 派遣期間が5年以内の被用者等については、派遣元国の法令のみを適用。
- ◆ 自営業者については、その者が居住する一方の締約国の法令のみを適用。

②派遣期間が短いために老齢年金の受給資格を得られないという課題の解消

- ◆ 保険期間の計算に際し、他方の締約国の法令による保険期間を一方の締約国の法令による保険期間と通算することにより、一方の締約国の法令による保険期間だけでは十分な保険期間を満たしていない場合においても一方の締約国の年金の給付を受ける権利を取得できるようにする。
- ◆ 年金額は、両国それぞれの保険期間に応じた額とする。

締結の意義

- 保険料の二重負担及び年金受給資格の確保に関する課題の解決が図られる。
- 両国間の人的交流の円滑化が促進され、経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化することが期待される。



- 人口：約908万人(2023年)
- 一人当たりGDP：49,400ユーロ(2022年)
- 在留邦人：3,247人(2023年10月)
- 進出日系企業：114社(2022年10月)
- 進出分野：製造業、販売業等

(参考)

- 2023年11月現在、日本は、22か国(ドイツ、英国、米国、韓国、インド、中国、フィンランド、スウェーデン等)との社会保障協定を発効済み。